

## 学校いじめ問題外部専門員設置要綱

### (通則)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第28条第1項に規定する重大事態（以下、「重大事態」という。）等の調査において、県立学校が調査主体となる場合に教育委員会が「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき派遣する外部専門家の委嘱に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、「重大事態等」とは、重大事態としての対応が予見される事案も含むものとする。

### (目的)

第2条 適切にいじめの問題に対処する観点から、県立学校が調査主体となる重大事態等の調査に対し、当該事案の性質に応じた専門的な知識及び経験を有する第三者の専門家の参加を図ることにより、調査の公平性・中立性を確保することを目的とする。

### (学校いじめ問題外部専門員)

第3条 学校いじめ問題外部専門員（以下、「専門員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士その他の法律に関し優れた知識及び経験を有する者
- (2) 医師その他の精神保健に関し優れた知識及び経験を有する者
- (3) 臨床心理士その他の児童及び生徒の心理に関し優れた知識及び経験を有する者
- (4) 社会福祉士その他の福祉に関し優れた知識及び経験を有する者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 専門員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 教育委員会は、同条第1項の規定に基づき専門員を委嘱する場合は、職能団体等からの推薦によるものとする。

### (専門員の職務)

第4条 専門員は、県立学校が調査主体となる重大事態等の調査のうち、次の事項の職務を行う。

- (1) 確認及び助言

ア 調査方針の立案

イ 調査結果の検証

ウ 再発防止に向けた取組

(2) 前各号に掲げるほか、教育委員会が必要と認めること

(費用負担)

第5条 専門員の派遣に係る費用は、予算の範囲内で教育委員会が負担する。

2 専門員の報償費の額は、当該専門員が重大事態の調査に参加した日一日について一万三千八百円に、派遣先までの交通費相当額を加えた金額とする。

3 交通費相当額は、要領に定める額を支給することとする。

(その他)

第6条 前条までに定めるもののほか、県立学校が調査主体となる重大事態等の調査組織及び教育委員会への専門員の派遣に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月10日から施行する。